

【2024年度】GLP-QAP登録者の登録更新の手引き

一般社団法人日本QA研究会
GLP-QAP登録委員会

GLP-QAP登録者の登録更新は、有効期間が切れる年度の11～12月に更新申込を受け付けております。登録更新には、過去4年間の更新点数の累計が20点以上あり、かつ登録更新時に問題素案3問を提出する必要があります。以下の手順に従って手続きを行ってください。

1. 登録更新に必要な書類の準備

以下の書類を準備する。書式は日本QA研究会Webサイトからダウンロードしてください。

- ① GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述（Excelファイル）
- ② 問題素案提出用紙（Excelファイル）
- ③ GLP-QAP登録更新書類のチェックリスト（Wordファイル）

【注意】提出書類は日本QA研究会のWebサイトから入手したファイルを使用して作成してください。過去の年度のファイルを使用して書類を作成した場合、書類不備となり、更新判定を受けることはできません。書類の再提出については、下記5.を確認してください。

2. 登録更新に必要な書類の作成

- 1) 「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」のExcelファイルの「記載例」のシートを参考に、「提出用」のシートに申告内容及び点数を記入する。
- 2) 「②問題素案提出用紙」に問題素案3問を記入する。
- 3) 「③GLP-QAP登録更新書類のチェックリスト」を用いて、「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」及び「②問題素案提出用紙」の内容に不適切な箇所がないか確認する。全てのチェック項目の確認（「✓」等の記入）が終了した後、日付の記載及び署名（手書き又は記名）を行う（提出時：Word又はスキャンpdfファイル）。
- 4) 「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」の「提出用」のシートを印刷し、日付の記載及び署名（手書き）を行う（提出時：スキャンpdfファイル）。

3. 登録更新手続き

下記申込サイトにアクセスし、更新申込を行う。

なお、登録更新料の振込については、下記4.を確認してください。

申込期間：2024年11月18日（月）13時～2024年12月12日（木）17時までとなります。

申込サイト：<https://form.qooker.jp/O/auto/ja/JsqaLQAP24Renew24/RenewApply/>

★登録更新に必要な書類

- ① GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述（スキャンpdfファイル）
- ② 問題素案提出用紙（Excelファイル）
- ③ GLP-QAP登録更新書類のチェックリスト（Word又はスキャンpdfファイル）

【注意】①、②、③を申込サイトにてファイルアップしてください。

※更新申込が完了すると、申込時に入力したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。修正事項等がある場合、送信されたメールに記載された URL にアクセスし、締切期日までに修正してください。

なお、申込完了メールが迷惑メールフォルダーに振り分けられることがありますので、申込完了メールが届かない場合、迷惑メールフォルダーをご確認ください。

プライバシーポリシー

- ・ 申込内容は、担当者により適切に管理され、GLP-QAP登録制度の運営（更新等）以外に使用することはありません。
- ・ 本申込システムは、提供先である㈱ソフトウェアジェンシーと本会の間で締結された機密保持を含む委託契約に則り運営します。

4. 登録更新料の振込

締切日までに登録更新料（**5,000円：税込み**）を下記の口座に振り込んでください。

振込締切日：2024年12月12（木）

銀行・支店：みずほ銀行・芝支店

口座：普通預金 **4757806**

口座名：一般社団法人日本QA研究会

フリガナ：シャ) ニホンキューエーケンキュウカイ

※依頼人欄に登録更新者の「氏名」と「GLP-QAP登録番号」を記入してください。依頼人欄に「氏名」と「GLP-QAP登録番号」を記入できない場合は、日本QA研究会GLP-QAP登録委員会 (rqap-glp@jsqa.com) まで内容をお知らせください。

※本会は免税事業者です。適格請求書発行事業者登録（インボイス登録）はしていません。

5. 更新申込から登録証発行まで

GLP-QAP登録委員会において更新申込及び更新料の振込を確認した後、提出された書類に不適切な箇所（間違い、記載漏れ等）がないか、更新の要件を満たしているかの審査を行います。更新不可となった方には書類の再提出の連絡をしますので、**再提出期限（2025年1月24日（金））**までに不適切箇所を修正した書類が提出された場合に再審査を行います。**再審査後に更新不可となった場合の更新料の返金はありません。**更新可となった方には、登録証を3月末までに郵送します。

【ご注意】

- ・ 登録証の発送先にご自宅の住所を記載される場合、表札と発送先のお名前の表示が異なると登録証が届かないことがあります。申込サイトの備考欄に留意事項等の記載をお願いします（新姓・旧姓使用等）。
- ・ 郵送到着後に登録証の再発行をする場合、再発行費用（手数料、郵送料含む）がかかります。あらかじめご了承ください。

6. その他

- 1) 「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」のスキヤンpdfファイルが作成できない場合は、上記2.1)で作成したExcelファイルに日付及び登録更新者の氏名を記入し日本QA研究会GLP-QAP登録委員会 (rqap-glp@jsqa.com) へメール添付で送信するか、上記2.4)で作成した日付の記載及び署名（手書き）を行った印刷物を日本QA研究会事務局宛に郵送してください。

- 2) 登録更新手続き等に関するお問い合わせは、日本QA研究会GLP-QAP登録委員会宛にごご連絡をお願いします。 (rqap-glp@jsqa.com)
- 3) 退職等により日本QA研究会から退会された後にも登録更新を予定されている場合は、できるだけ退会の際に、その後の連絡先（e-mailアドレス）を日本QA研究会GLP-QAP登録委員会 (rqap-glp@jsqa.com) までお知らせください。

以上